

## 外国における発明の保護: 特許協力条約(PCT)に関する FAQ

### 目次

#### はじめに

- 1) 発明をしました。複数の国で保護を受けるためにはどうすれば良いでしょうか？
- 2) 特許協力条約(PCT)とは何ですか？

#### 出願

- 3) 国際特許出願によってどのような効果が得られますか？
- 4) 誰が PCT に基づく国際特許出願を行うことができますか？
- 5) どこで国際特許出願を行うことができますか？
- 6) PCT 出願の電子出願はできますか？
- 7) PCT に基づく国際特許出願及び手続に関連する費用は？
- 8) PCT に基づく手数料の減額措置はありますか？
- 9) PCT のプロセスに要する時間は？
- 10) 先の特許出願の優先権を主張することはできますか？
- 11) 国際特許出願の言語は？

#### 国際調査

- 12) PCT 出願の国際調査は誰が行うのですか？
- 13) PCT 国際調査とは何ですか？
- 14) 国際調査報告とは何ですか？
- 15) 国際調査報告の利用価値は？
- 16) 国際調査機関の見解書とは何ですか？

#### 国際公開

- 17) PCT に基づく国際公開の内容は？

#### 国際予備審査

- 18) 国際予備審査とは何ですか？
- 19) 特許性に関する国際予備報告(第 II 章)の利用価値は？

#### 国際段階に関するその他の一般的な質問

- 20) PCT において WIPO の役割は何ですか？
- 21) 誰が PCT を利用するのですか？
- 22) 国際特許出願のファイルに含まれる書類を第三者が利用することができますか？できるとしたら、いつですか？

### **国内段階**

- 23) どのように国内移行することができますか？
- 24) 国内段階ではどのようなことが行われますか？

### **利用価値**

- 25) 特許協力条約のメリットは何ですか？

### **更なる情報**

- 26) どうしたら PCT に関する情報をもっと得ることができますか？

## はじめに

特許協力条約(PCT)に関して、よくある質問とその回答を以下に掲載します。更なる情報及び問合せ先については質問 26 の回答をご覧ください。

### 1) 発明をしました。複数の国で保護を受けるためにはどうすれば良いでしょうか？

いくつかの選択肢があります。例えば、

(a) 発明の保護を希望する国(複数の国及び広域特許)のそれぞれに対して同時に別々に特許出願を行う。

(b) パリ条約加盟国(工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国の一つ)に特許出願を行い、その後、最初の特許出願の日から 12 ヶ月以内に他のパリ条約加盟国に対して別々に特許出願を行う。その結果、これら全ての国において最初の出願の出願日の効果が得られます。

(c) PCT に基づく出願を行う。上記(a)又は(b)に比して、簡便、容易かつ費用対効果が高いと言えます。

### 2) 特許協力条約(PCT)とは何ですか？

PCT とは、パリ条約加盟国のうち 140 ヶ国以上が加盟する国際条約であり、世界知的所有権機関(WIPO)が所管しています。PCT は、複数の国内又は広域特許出願を個別に行う代わりに、一つの「国際」特許出願を行うことによって、多数の国のそれぞれにおいて同時に発明の特許保護を求めることを可能にするものです。特許権の付与は国内又は広域特許庁に任されており、「国内段階」と呼ばれています。

PCT の手続には概ね以下のステップがあります。

**出願:** PCT の形式的要件にしたがって、一つの言語で作成された国際出願を提出し、必要な手数料を支払います。

**国際調査:** 「国際調査機関(ISA)」(世界的に大きな特許庁の一つ)が、発明の特許性に影響を与える公知文献を提示し、発明の特許性に関する見解を作成します。

**国際公開:** 最先の出願日から 18 ヶ月を経過後すみやかに国際出願の内容が公開されます。

**国際予備審査:** 「国際予備審査機関(IPEA)」(世界的に大きな特許庁の一つ)が、請求に応じて、更に特許性についての検討を行います(通常、補正された出願の内容について)。

**国内段階:** PCT の手続後、特許取得を希望する国の国内(又は広域)特許庁に対して直接特許取得手続が開始されます。

これらの PCT 手続のステップの詳細は以下をご参照ください。

## 出願

### 3) 国際特許出願によってどのような効果が得られますか？

一般的に国際特許出願は、国際出願日を認めるための最小限の要件が満たされている場合(PCT条約第 11 条参照)、全てのPCT締約国において国内特許出願を行ったのと同じ効果を有しています。<sup>1</sup> 国際特許出願は、条約及び規則に規定されている形式的要件を満たしている必要があります。この形式的要件は、全てのPCT締約国において有効な国際的スタンダードになっています。これらの要件を満たしている場合には、後になってから様々な国内(又は広域)の形式的要件(及びそれに関連する費用)に適合させる必要はありません。

### 4) 誰が PCT に基づく国際特許出願を行うことができますか？

PCT 締約国の居住者又は国民は、国際特許出願をすることができます。出願人が複数ある場合には、その内の一人がこの要件を満たしている必要があります。

### 5) どこで国際特許出願を行うことができますか？

ほとんどの場合、国内官庁に国際特許出願をすることができる他、国内法令における国の安全に関する規定によって認められている場合には、WIPO に直接出願をすることができます。これらの官庁は PCT の「受理官庁」として行動します。ARIPO ハラレ議定書、OAPI バンギ協定、ユーラシア特許条約又は欧州特許条約の加盟国の国民又は居住者は、該当する国内法令が認めている場合、広域特許庁に国際特許出願をすることもできます。

### 6) PCT 出願の電子出願はできますか？

受理官庁が認めている場合には、PCT 出願の電子出願をすることができます。WIPO の PCT 受理官庁では完全電子出願をすることができます。WIPO の電子出願ソフトウェアである PCT-SAFE(Secure Applications Filed Electronically)は、PCT のウェブサイトからダ

---

<sup>1</sup>締約国のリストは、以下の WIPO ウェブサイト参照

[http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexa/ax\\_a.pdf](http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexa/ax_a.pdf)

ダウンロードするか CD-ROM にて無料で入手でき、電子形式で国際出願を準備し、オンライン(又は、CD-R、ディスク)にて安全に出願することを可能にします。

PCT-SAFEは、入力された出願データを検証し、間違っていたり整合性のない入力箇所を指摘します。また、XML(eXtensible Markup Language)、PDF又はTIFF等の形式(受理官庁が指定するファイル形式)で作成された出願書類及び図面を添付することができます。電子出願をする場合には、PCT手数料が減額されます(XML形式による場合の減額が最大)。PCT電子出願に関する詳細は、<http://www.wipo.int/pct-safe/en/>を参照してください。

## 7) PCT に基づく国際特許出願及び手続に関連する費用は？

国際出願をする際には一般的に3種類の手数料を支払います: 国際出願手数料(1,330 スイスフラン(為替レートしだいですが、JPO の場合 104,900 円に相当))、調査手数料(2 万 ~22 万円(国際調査機関による。JPO の場合 97,000 円))、及び、送付手数料(受理官庁による。JPO の場合 13,000 円)。国際特許出願は全ての PCT 締約国において有効であり、この時点の手続で、それぞれの締約国に対して別々に出願を準備して出願するためのコストはかかりません; 国際特許出願をするためには、受理官庁に対して1セットの手数料を支払うだけです。これらの手数料は、出願、国際調査及び国際公開をカバーするものであり、受理官庁が認める通貨の一つで支払うことができます。PCT 手数料に関する更なる情報は受理官庁、「PCT 出願人の手引き」及び「PCT ニュースレター」にて入手することができます(質問 26 参照)。

国内段階に移行する際に支払わなければならない手数料は、権利取得前にかかるコストで最大になります。出願の翻訳費用、国内(又は広域)官庁への出願手数料及び現地代理人費用が含まれます。国際特許出願に対する国内の出願手数料を、直接国内出願する場合より低くしている官庁もあります。また、特許権を取得した場合には、PCT を利用したか否かにかかわらず、特許権を存続させるための維持手数料をそれぞれの国において支払う必要があります。

## 8) PCT に基づく手数料の減額措置はありますか？

電子出願をする場合には、出願のタイプ及び形式に応じて PCT 手数料の減額を受けることができます(質問 6 参照)。さらに、一人当りの国民所得が 3,000USドルを下回る国又は特許協力条約総会がこの適格性の基準を決定するまでの間、アンティグア・バーブーダ、バーレーン、バルバドス、社会主義人民リビア・アラブ国、オマーン、セーシェル、シンガポール、トリニダード・トバゴ若しくはアラブ首長国連邦のうちいずれかの国の国民であり、かつ、当該国に住所を有する自然人である出願人は、国際出願手数料を含む特定の手数料の 90%が減額されます。また、自然人であるか否かを問わず、国際連合によって後発開発途上国の等級に属するものとされた国の国民であり、かつ、当該国に住所を有する出願人も同様に 90%の減額を受けることができます。ただし、出願人が二人以上のときは、全ての出願人がこれらの基準を満たす必要があります。国民及び居住者が当該手数料減額を

受けることのできる PCT 締約国のリストを含め、詳細は「PCT 出願人の手引き」を参照するか、PCT インフォメーションサービス(質問 26 参照)にお問合せください。

## 9) PCT のプロセスに要する時間は？

多くの場合、各国の特許庁に対して国内段階手続を開始するまでには、国際特許出願をしたときから 18 ヶ月あります(優先権主張の基礎となる最初の特許出願の出願日から 30 ヶ月。質問 10 参照)。つまり、通常は、国内的要件を満たすまでに(質問 23 参照)PCT を利用しなかった場合に比べて更に少なくとも 18 ヶ月の時間を得ることができます。

この追加的な時間は、特許取得の可能性や特許保護を求めようと考えている国々での発明の商業的な利用性を見極めたり、発明の技術的価値やそれらの国々での保護の継続的必要性を評価することに役立ちます。

しかしながら、国内段階移行に際して、先の特許出願の最先の出願日(優先日)から 30 ヶ月を経過するのを待つ必要はないということを重要な点として指摘しておきます。出願人は、いつでも国内段階への早期移行を請求することができます(PCT 条約第 23 条(2)及び第 40 条参照)。

国内段階において、各特許庁は、国内(又は広域)法令、規則及び運用にしたがって出願を審査し、全ての要件を満たす場合には特許権を付与する責任があります。審査及び特許権の付与に必要な期間は特許庁によって異なります。

## 10) 先の特許出願の優先権を主張することはできますか？

一般的には、発明の保護を複数の国で求める特許出願人は、最初に国内(又は広域)特許庁に国内(又は広域)特許出願を行い、その最初の出願の出願日から 12 ヶ月以内(工業所有権の保護に関するパリ条約に規定される期限)に、PCT に基づく国際出願を行います。このように、国際出願において、パリ条約(及び世界貿易機関の枠内での一定範囲)に基づいて、同一の発明に対する一以上の先の特許出願(国内、広域又は国際出願)の優先権を、最先の出願の出願日から最大 12 ヶ月までの間、主張することができます。先の出願の優先権を主張しない場合には、PCT 手続上の優先日は国際出願の国際出願日になります。PCT 手続において、優先権主張は一定の期限内に追加及び補充することができます。

## 11) 国際特許出願の言語は？

一般的には、国際特許出願は受理官庁により認められている言語であればいかなる言語でも出願することができます。国際出願が国際調査を行う国際調査機関により認められていない言語によりされた場合には、国際調査のための翻訳分を提出しなければなりません。しかしながら、受理官庁は、国際調査を行う管轄国際調査機関(質問 12 参照)により認め

られている言語であり、かつ、国際特許出願が公開される「国際公開言語」(アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語又はスペイン語)の一つにより行われている出願を受理しなければなりません。したがって、出願人は、PCT 国際調査又は国際公開のための翻訳を必要とされることのない言語の少なくとも一つで出願することができます。

## 国際調査

### 12) PCT 出願の国際調査は誰が行うのですか？

PCT 締約国によって選任された国際調査機関 (ISA) は以下のとおりです: オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、中国、エジプト、フィンランド、イスラエル、インド、日本、大韓民国、ロシア連邦、スペイン、スウェーデン及び米国の国内官庁並びに欧州特許庁及び北欧特許機構。特定の国の国民又は居住者が選択することができる国際調査機関は、国際出願を受理する受理官庁によって決められます。受理官庁によっては複数の管轄国際調査機関を選択肢に加えています。その場合には、言語や手数料等の要件を考慮しつつ選択することができます。

### 13) PCT 国際調査とは何ですか？

PCT 国際調査とは、ほとんどの特許出願が行われる言語 (英語、フランス語及びドイツ語、並びに、場合によって、中国語、日本語、ロシア語、スペイン語及び韓国語) による関連特許出願及び技術文献の高品質な先行技術調査のことです。国際調査の品質は、PCT に規定される調査すべき資料に関する基準 (PCT 規則 34 参照)、経験豊富な国際調査機関のスタッフ及び統一された調査手法によって保証されています。国際調査は「国際調査及び予備審査ガイドライン」(PCT ウェブサイト <http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html> にて利用可能) にしたがって行われ、発明の特許性に関して、国際調査報告及び国際調査機関の見解書が作成されます。

### 14) 国際調査報告とは何ですか？

国際調査報告は、主として、国際出願においてクレームされている発明の特許性に影響を与える公開特許文献及び技術文献の参照リストからなります。報告には、列挙された文献のそれぞれに対しての新規性及び進歩性 (非自明性) に関する評価が表示されています。調査報告に加えて、国際調査機関は特許性に関する見解書を作成し、発明の特許性に関してより詳細な分析を提供します (質問 16 参照)。国際調査報告と見解書は、国際特許出願後 4~5 ヶ月で出願人に送付されます。

## 15) 国際調査報告の利用価値は？

国際調査報告は、PCT 締約国における特許取得の可能性を評価する上で有用です。国際調査報告が肯定的である場合には、引用された文献は特許取得を阻害するものではない旨が明確にされ、保護を求める国々での手続を円滑にします。国際調査報告が否定的である場合には(例えば、発明の新規性／進歩性を否定する文献が提示されている場合)、国際特許出願の特許請求の範囲を補正した上で(他の文献に記載された発明との相違を明確にした上で)公開するか、公開の前に出願を取下げかの選択をすることができます。国際調査報告は高品質であるため、国際特許出願によって取得された特許権は無効にされることが少なく、ゆえに投資を行うか否かを決める上で有益な情報を提供します。

## 16) 国際調査機関の見解書とは何ですか？

2004 年 1 月 1 日以降に出願された全ての国際出願について、国際調査機関は国際調査報告を作成すると同時に見解書を作成し、国際調査報告の結果を考慮した上で発明が特許性を満たしているかについて予備的かつ非拘束的な見解を示します。この見解書は、国際調査報告と共に出願人及び WIPO に送付されます。見解書は、国際特許出願の内容についての言及を含むものであり、国際調査報告の結果を理解し解釈するために有益で、国際予備審査のための追加費用を支払うことなく特許取得の可能性を評価するのに役立ちます。

出願人は、希望する場合、この見解書に対する非公式なコメントを WIPO に提出することができます；このように、国際予備審査(質問 18 参照)の利用を考えていない場合にも見解書の理由付けや結論に対して応答する機会が与えられています。

国際予備審査を請求しない場合、国際調査機関の見解書は、特許性に関する国際予備報告(IPRP)(第 I 章)の基礎とされ、国際事務局から全ての PCT 締約国の特許庁に対して、請求に応じて、提出された非公式コメントと共に送達されます。一方、国際予備審査を請求する場合には、国際調査機関の見解書は、国際予備審査機関(IPEA)がそうしないことを WIPO に通報していない限り、一般的に国際予備審査機関(IPEA)からの最初の見解書として利用されます。

IPRP(第 I 章)の内容は、特許庁(特に実質的に実体審査を行わない官庁)にとって、特許権を付与するか否か決定する上で非常に有益です。

IPRP(第 I 章)は、優先日から 30 ヶ月を経過した後に公衆に利用可能にされます。

## 国際公開

## 17) PCT に基づく国際公開の内容は？

優先日から 18 ヶ月経過すると速やかに(それ以前に取下げられていない場合)国際出願は国際調査報告と共に WIPO によって公開されます。出願人は公開された国際出願の写しを受領し、各 PCT 締約国は全ての公開された国際出願の写しを受領します。

さらに、公開された国際出願に関する基礎的データを統一かつ簡略的な形式で掲載した PCT 公報が WIPO によって毎週発行されます。この公報は以下のウェブサイトにて、検索可能(書誌情報、発明の名称及び抄録、並びに公開後速やかにフルテキストにて)かつ複数言語インターフェース(英語、フランス語、スペイン語、日本語)で利用可能です。

<http://www.wipo.int/pctdb/en/>

## 国際予備審査

### 18) 国際予備審査とは何ですか？

国際予備審査は、国際調査機関の見解書が作成されたのと同じ基準によって行われる 2 回目の発明の特許性評価です。国際調査報告において引用された文献及び国際調査機関の見解書において示された結論を克服するために国際出願の補正を希望する場合、国際予備審査は、国内移行前に積極的に審査手続に参加し審査官の結論に影響を与えることのできる唯一の機会になります。出願人は補正及び答弁書を提出することができる他、審査官との面接を受けることができます。手続の最後には、特許性に関する国際予備報告(第 II 章)が作成されます。国際予備審査を行う国際予備審査機関(IPEA)は、上述の国際調査機関と同じです(質問 12 参照)。何れの国際特許出願に対して一以上の管轄国際予備審査機関があります。詳細は、PCT 受理官庁に照会するか、PCT 出願人の手引き、PCT ニュースレターを参照してください。

### 19) 特許性に関する国際予備報告(第 II 章)の利用価値は？

特許性に関する国際予備報告(IPRP)(第 II 章)は、出願人に送付される他、WIPO に送付された写しが締約国の特許庁に対して請求に応じて送付されます。その内容は、既に調査がなされている発明のそれぞれについて、国際的な特許要件を満たすか否かの見解が示されます。特許取得の可能性評価に対するより強力な基礎になる他、報告が肯定的である場合には、国内及び広域特許庁に対する手続を進めるためのより強力な基礎になります。特許付与の判断は、移行先の国内又は広域官庁に委ねられています。国際予備審査報告は、それらの官庁によって考慮されますが拘束的なものではありません。

## 国際段階に関するその他の一般的な質問

## 20) PCT において WIPO の役割は何ですか？

各 PCT 出願に対して WIPO は以下の事項を行います。

- － 出願書類の受理及び保管
- － 方式審査
- － 出願の公開
- － PCT 公報の発行(出願データ)
- － PCT 出願及び関連文書の一定部分の英語／フランス語への翻訳(必要に応じ)
- － 官庁及び第三者への文書の送達
- － 官庁及び利用者に対する法務アドバイス

さらに、

- － PCT 制度の全体調整に関するフレームワークの提供
- － 現在及び将来の締約国及びその官庁に対する協力
- － PCT を実施するための国内法令及び締約国の官庁における内部手続の整備に関するアドバイス
- － PCT 出願人の手引き、PCT ニュースレターの発行
- － PCT ウェブサイト、刊行物、電話及びメールを介しての PCT 情報の発信
- － PCT セミナー及び研修の立案／実行

## 21) 誰が PCT を利用するのですか？

国際的に特許保護を求めるにあたって、PCT は世界中の主な企業、研究機関、大学に利用されています。<sup>2</sup>また、中小企業や個人発明家にも利用されています。PCT ニュースレター (<http://www.wipo.int/pct/en/newslett/index.html>) には、PCT の主な出願人リストが年毎に掲載されています。

## 22) 国際特許出願のファイルに含まれる文書を第三者が利用することができますか？できるとしたら、いつですか？

国際公開までの間(優先日から 18 ヶ月)は、出願人の請求又は許諾がない限り、いかなる者も国際特許出願の内容を知ることはできません。出願人が出願を取下げたい場合(かつ国際公開の前に取下げる場合)には、国際公開は行われず、結果的にいかなる者も国際出願の内容を知ることはできません。一方、国際公開が行われた後は、公開された国際出願と共に国際出願のファイルに含まれる一定の文書が電子的に利用可能になる他

---

<sup>2</sup>例えば、パナソニック、ファーウェイ、ロベルト・ボッシュ、フィリップス、クアルコム、エリクソン、LG エレクトロニクス、日本電気、トヨタ自動車、シャープ、カリフォルニア大学等。

(<http://www.wipo.int/pctdb/en/>参照)、国際出願のファイルに含まれるその他の文書のほとんどについて、第三者は文書の写しを請求することができます(PCT規則 94 参照)。当該請求は、文書の種類によって、WIPO又は国内／広域官庁に請求することができます。また、一定の条件の下、国際調査機関の見解書、出願人による非公式なコメント、及び国際予備審査報告についても第三者の利用が可能です。

## 国内段階

### 23) どのように国内移行することができますか？

国際出願の手続をどの締約国において進めるべきかを決めた後は、国内段階に移行するための要件を満たす必要があります。これらの要件には、手数料の支払い、及び、場合によっては翻訳文の提出が含まれます。これらの手続は、多くの PCT 締約国の特許庁の場合、優先日から 30 ヶ月以内に行う必要があります。国内段階への移行に関連して、例えば、現地代理人の選任等の更なる要件がある場合があります。国内段階移行一般についての更なる情報は、PCT 出願人の手引きの第 II 巻に、また、手数料及び国内要件についての詳細情報は、同手引きの各 PCT 締約国の国内情報に掲載されています。

### 24) 国内段階ではどのようなことが行われますか？

国内段階に移行すると、国内／広域特許庁は、特許を付与するか否かを判断するプロセスを開始します。PCT の国際調査報告及び見解書は、国内段階開始前に特許請求の範囲の必要な補正を行うことを可能にし、官庁における審査を容易にします。国際予備審査を請求した場合には、更なる補正(及び、特許性の評価)が可能であり、一層の促進が図られます。また、一般的に国際段階において行われた業務はそれぞれの官庁で繰り返されることはないため、書類のやり取り、郵便料金、翻訳文等に関して節約を図ることもできます(例えば、優先権書類の写しは一通提出すれば良く、いくつも提出する必要はありません)。

## メリット

### 25) 特許協力条約のメリットは何ですか？

PCT に基づく手続は、出願人、特許庁、及び一般公衆に対して大きなメリットをもたらします:

- (i) PCT を利用しない場合に比べて、更に 18 ヶ月もの時間的余裕の中で、外国における特許保護の必要性の再検討、それぞれの国における現地代理人の選任、必要な翻訳文の準備、国内手数料の支払いを行うことができます。
- (ii) PCT に規定されている形式的要件を満たしている限り、いかなる締約国の国内段階手続においても形式的理由で拒絶されることはないことが保証されています。
- (iii) 国際調査報告及び見解書により、発明が特許される可能性を合理的に評価することができます。
- (iv) 国際予備審査を請求した場合には、国際出願を更に全体的に補正することができるので、様々な特許庁における手続の前に国際出願を適切に整えておくことができます。
- (v) 国際出願に添付される国際調査報告及び見解書、並びに特許性に関する国際予備報告によって、特許庁における調査及び審査の業務は著しく軽減されます。
- (vi) 国際出願が国際調査報告と共に公開されるため、第三者にとっても発明の特許性について根拠の確かな見解を得るのに役立ちます。
- (vii) 出願人にとって国際公開は、出願を世に知らしめ、宣伝し、ライセンス相手を探すのに効果的です。

## 更なる情報

### 26) どうしたら PCT に関する情報をもっと得ることができますか？

#### 様々な PCT 刊行物

- － PCT 出願人の手引き (<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/index.jsp>)
  - － PCT ニュースレター (毎月) (<http://www.wipo.int/pct/en/newslett/index.html>)
  - － PCT 公報 (毎週) ([http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html))
- 及び PCT ウェブサイト (<http://www.wipo.int/pct/en/>) が利用できます。

PCT に基づく国際特許出願を行うことを検討中の場合には、資格のある弁理士又は代理人、国内／広域特許庁に相談することをおすすめします。

#### PCT インフォメーション・サービス (PCT に関する一般的事項) :

電話 : (41 22) 338 83 38

ファックス : (41 22) 338 83 39

E メール : [pct.infoline@wipo.int](mailto:pct.infoline@wipo.int)

なお、日本語でのお問い合わせは、以下にて対応いたします。

電話 : (41 22) 338 99 16

ファックス : (41 22 910 00 30)

また、国際出願の個別案件についてのご照会は、PCT 事業部へお問合せください。担当官への直接のお問い合わせ先は、以下のサイトから検索可能です。

<http://www.wipo.int/pctdb/en/iateamlookup.jsp>

国際出願を WIPO に直接行う場合には、以下にお問合せください：

World Intellectual Property Organization

PCT Receiving Office Section

34, chemin des Colombettes

CH-1211 Geneva 20, Switzerland

電話:(41 22) 338 92 22

ファックス:(41 22) 910 06 10

E メール:ro.ib@wipo.int

PCT 及び WIPO の刊行物を注文する場合には、以下にお問合せください：

World Intellectual Property Organization

Product Marketing and Distribution Unit

34, chemin des Colombettes

CH-1211 Geneva 20, Switzerland

電話:(41 22) 338 91 11

ファックス:(41 22) 740 18 12

E メール:ebookshop@wipo.int

ファックス、郵便、E メールでご注文の場合には、クレジットカードによる他、以下のお支払方法があります。

－ WIPO の指定口座へのお支払

No. 487.080-81 Swiss Credit Bank, 1211 Geneva 70

－ WIPO 当座口座からの引落し